

とっとりの地域づくりガイドライン

地域のミライをみんなで作ろう！



ミラ・クリ・とっとい運動

鳥 取 県

<令和8年4月改訂版>

目 次

はじめに	1
1 本ガイドラインのねらい	2
2 本ガイドラインの概要	3
第1章 ミラ・クル・とっとり運動のススメ	4
1 「ミラ・クル・とっとり運動」とは？	4
2 「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム」とは？	5
3 ミラ・クル・とっとり運動に取り組む	5
4 60秒でわかる!ミラ・クル・とっとり運動	6
第2章 活動のススメ	8
1 あなたのその活動もミラ・クル・とっとり運動！	8
(1) さまざまな活動のカタチ	8
(2) 続けてきた活動、これから始める活動の意義	9
(3) 活動の始め方	9
(4) 自分の想いを確認してみる	10
2 活動に参加してみよう	11
(1) まずは活動を知りましょう	11
[非営利公益活動とは／非営利公益活動の意義、特性／さまざまな非営利公益活動のカタチ]	
(2) ボランティア活動	13
(3) 地域づくり活動	15
(4) NPO法人の活動	17
(5) 活動への参加にあたって心がけたいこと	19
3 みずから動く・つくる ～自分たちで活動を起こす～	21
(1) 活動の体制を考える	21
(2) 計画をつくる	22
(3) 実際にやってみる	24
(4) 評価・改善する	24
4 SDGsの取組について	25
(1) SDGsを知り・取り組もう	25
(2) 鳥取県内のSDGs推進の取り組み	27
第3章 協働のススメ	28
【基本編】	
1 協働とは	28
2 協働の相手	29
3 協働の原則	29
4 期待される効果	30

5	協働の流れと留意点	30
	(1) 企画・立案	30
	(2) 実施	32
	(3) 評価・改善	32
【行政編】		
6	NPO等との協働とは	33
	(1) NPO等との協働の意義	33
	(2) 正しく理解していますか？NPOのこと	34
	(3) パートナー意識を持ちましょう	35
	(4) NPO等との協働を始める前に	36
7	NPO等との協働の進め方	38
	(1) 協働事業の基本的な流れ	38
	(2) 協働事業の形態	38
	(3) 事業実施の流れと留意点	40
	[事業の企画・立案、予算化／事業の準備／事業の実施／事業の評価・改善]	
【NPO等編】		
8	行政との協働とは	44
9	知っていますか？行政のこと	44
	(1) 都道府県と市町村の違いは？	44
	(2) 行政の特性は？	45
	(3) 行政の予算づくりの流れ	45
10	行政も知りたい！NPOのこと	46
【鳥取県の官民協働事業】		
11	鳥取県の官民協働事業について	48

参考資料

資料1	地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q & A	参 - 1
資料2	鳥取県非営利公益活動促進条例	参 - 4
資料3	すぐに使える！計画書・企画書様式	参 - 8
資料4	各種相談窓口一覧	参 - 10

凡 例

非営利公益活動

鳥取県非営利公益活動促進条例において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動と定めています。(詳細はP 11、または巻末参-4 ページを参照)

NPO

鳥取県非営利公益活動促進条例でいう「非営利公益活動団体」(法人格のない団体を含む)のことを指します。(「非営利公益活動」とは地域や社会のために、営利を目的としないで不特定多数の人の利益のために行われている活動のことです。)

NPOという言葉は、人によってその意味や捉え方が異なる場合もありますが、本ガイドラインでは下記にあるNPO法人だけでなく、法人格を持たない任意の団体も含まれます。

NPO法

平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」の通称です。この法律の主な内容は、特定非営利活動を行うことを主な目的として一定の要件を満たす民間の「NPO」に対して、所轄庁が認証することによりNPO法人という法人格(下記参照)を付与し、その活動を支援するというものです。

NPO法人

NPO法に基づき、所轄庁において設立の認証を受け、法務局において登記が完了することにより、法人格を取得した法人、「特定非営利活動法人」の通称です。

※ 図表の出典について

本ガイドラインに掲載している図表のうち、出典の明記がないものについては、さまざまな文献を参考にして、協働参画課が作成したものです。

はじめに

現在、全国的に人口減少・少子高齢化が加速し、地域社会の活力の減退が懸念されています。一方で、住民の価値観やニーズの多様化は著しく、地域住民が豊かな生活を営むために必要となる地域づくりについて、行政や個々の組織だけで対応することが難しくなっています。

このような中で、本県では、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の育成・支援が重要であるとの認識に立ち、「鳥取県非営利公益活動促進条例」を制定しました。

同条例では、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うために、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え自ら実践していく取組を進めるとともに、住民と行政が連携、協力し合う「協働」の推進に取り組むことを目指しています。

地域づくりにおいて積極的に県民が参画することで、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければなりません。

鳥取県には、都会にはない「豊かな自然」、「人と人との絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」があります。

このような鳥取県の強みを活かすことにより、今後ますます複雑化する地域課題や多様化するニーズに対応し、魅力的かつ持続可能な地域とともに築いていきましょう。



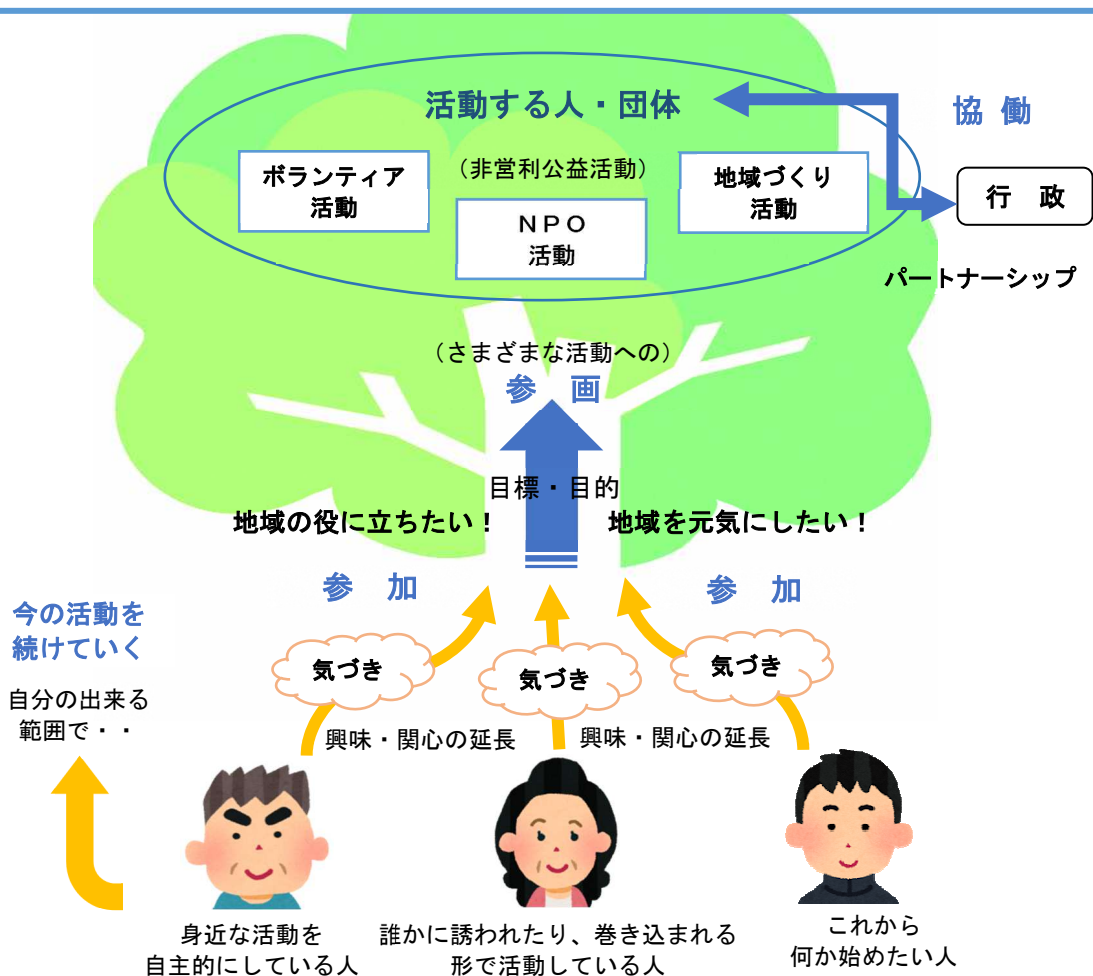
ミラ・クリ・とっとり運動

1 本ガイドラインのねらい

鳥取県では、「協働」の実施にあたって必要な基礎知識や留意事項をまとめた『協働推進ガイドライン』を平成15年に策定して以降、地域住民の活動がさらに継続・発展していくことを目指して、改訂を重ねてきました。

このガイドラインは、一人ひとりの「はじめの一步」を後押しするとともに、現在すでに活動に取り組んでいる皆さんのステップアップを応援するものです。

- ・一人の方が何か始めたいと思った時に、さまざまな活動の可能性があることについて、活動のカタチである非営利公益活動を中心に基本的な知識や進め方を示しています。
- ・それぞれの活動の進め方をイメージできるよう、具体的な活動事例を交えながら、分かりやすく示しています。
- ・活動の手段の一つである「協働」の取り組みについても、基本的な知識や進め方を示しています。



2 本ガイドラインの概要

<特徴>

- (1) できるだけ分かりやすい言葉を使うことを心がけています。
- (2) 具体的なイメージが持ちやすいように、活動事例を交えながら示しています。

<各章の内容>

第1章 ミラ・クル・とっとり運動のススメ

「ミラ・クル・とっとり運動」とはから始まり、ミラ・クル・とっとり運動の基本理念や取り組みの概要について解説しています。

第2章 活動のススメ

今行っている活動の意義、新たな活動に参画していくことの意義について示しています。また、様々な活動がある中で、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO法人の活動に焦点をあて、その基本的な知識や取り組み方を示しています。

第3章 協働のススメ

【基本編】では、活動の一つの手法であり、社会的立場の異なる組織が共通の目的達成のために対等な立場で協力し合う「協働」について、基本的な知識や進め方を説明しています。

【行政編】では、行政職員とNPO等との関係に焦点を当て、協働が正しく理解され、対等な立場で取り組みが進むよう協働の意義やNPO等とのパートナーシップの意義、基本的な進め方を示しています。

【NPO等編】では、NPO等が行政と協働する際に知っていただきたい行政の基本的な事項を示しています。

【鳥取県の官民協働事業】では、鳥取県が取り組んでいる官民協働事業の事例を紹介しています。

<更新・改訂>

本ガイドラインは、社会構造や人々の価値観、ニーズの変化に対応できるよう、必要に応じて更新・改訂を行っていきます。また、これらの資料は鳥取県ホームページにも掲載し、随時更新していきます。

鳥取県ホームページ（協働参画課のページ）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudo-sankaku/>

第1章 ミラ・クル・とっとり運動のススメ

1 「ミラ・クル・とっとり運動」とは？



ミラ・クル・とっとり運動

人と人がつながり、共感し合い、一緒になって活動することによって輪が広がり、地域の活力を生む活動が多く展開されています。

ミラ・クル・とっとり運動は、活動者（団体・個人）がゆるやかにつながりあい、ネットワークの強化や成功事例を横展開することで、それぞれの活動の活性化と地域課題解決の推進を目指す運動です。

住み続けられるふるさと・鳥取県であるために、新たな県民運動「ミラ・クル・とっとり運動（鳥取県の未来が来る（ミラ・クル）ための運動）」を一緒に巻き起こしましょう！

なお、鳥取県では、『輝く鳥取創造総合戦略（令和6年3月策定）』に基づき、「豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる」「人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む」「幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ」の3つを基本方針に掲げ、鳥取の強みを活かした地方創生に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指していますが、ミラ・クル・とっとり運動もこの理念のもとに展開しています。

輝く鳥取創造総合戦略の基本方針

1. 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取+ ^{イズム}ism

2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む 鳥取+住む

3. 幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ 鳥取+ ^{リズム}rhythm

輝く鳥取創造総合戦略については、こちらからご覧いただけます。

政策企画課ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/316798.htm>

2 「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム」とは？

“ミラ・クル・とっとりプラットフォーム”は、県内で活動する個人・団体の皆様がフラットにつながるネットワークです。課題を共有したり、活動への協力を依頼するなどの交流を通じて、参加者同士がゆるやかにつながることを目指しています。

ミラ・クル・とっとり運動に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとしている活動団体の皆様は、ミラ・クル・とっとり運動サイト(<https://tottori-chiikidukuri.jp/>)に団体登録いただくことで、「ミラ・クル・とっとりプラットフォーム参加団体」となります。

登録するとこんなメリットがあります！！

- 当サイトで、団体の主催するイベントや研修等、団体の活動を広くPRすることができます。
- 当サイトで、団体の主催するボランティアの募集をすることができます。
- 助成金情報や他団体が実施するボランティア募集情報、県からの地域づくり活動に関する情報等をメールでお届けします。
- ミラ・クル・とっとり運動のロゴマークを使用することができます。

ミラ・クル・とっとり運動については、こちらからご覧いただけます。

協働参画課ホームページ

<https://www.pref.tottori.lg.jp/118081.htm>

3 ミラ・クル・とっとり運動に取り組む

ミラ・クル・とっとり運動は、決して難しい取り組みではありません。県内では、既に環境、子育て、福祉、防災、地域文化、まちづくり、農林水産、観光、地域催事など、様々な分野・地域で、たくさんの活動が行われています。すべての県民が安心安全で快適に暮らすことができる鳥取県の実現に向け、若者をはじめあらゆる年代により、出来ることから始めることが大切です。

4 60秒でわかる！ミラ・クル・とっとり運動

60秒でわかる！

ミラ・クル・とっとり運動



ねえねえ、お姉さん！ミラ・クル・とっとり運動って何をする運動なの？僕、スポーツは苦手なんだけど...僕にもできる運動かな？

この運動はね、誰でも簡単にできる運動なのよ。「鳥取ってイイネ！」をいっぱい見つけるぞって気持ちを準備して、探検に出かけるの！まずは、自分の住んでいる地域でどんなことをしているのか探してみるのもいいね。



梨、蟹、砂丘...鳥取ってそれだけ？

いいえ、あなたが思う鳥取のここが好き！ここがすごい！その全部が鳥取のいいところ。あなたの思う「鳥取ってイイネ！=鳥取の魅力・地域の魅力」を多くの人に知ってもらい、共感を得て、若者をはじめすべての県民が「鳥取県が好き」と思えるようになるための活動が“ミラ・クル・とっとり運動”です！



それって楽しそうだね！鳥取のいいところを見つけた後はどうすればいいの？

次は、自分も鳥取をよくする活動に参加してみるの！例えば、地域で開催されるイベントに参加したり、草取りやゴミ拾いなどのボランティア活動に参加することも運動のひとつだよ。自分の住む地域の素敵などところを見つけて、一緒になってみんなで広げていくことが新しい鳥取県を創ることに繋がるんだよ。



へえ～！そうだったんだ！それなら僕にもできそう！お姉さん、もっと詳しく教えて！

ミラ・クル・とっとり運動を広げるために県ではこんなことをやってるよ！

元気フェス



ロゴマーク



とっりの魅力発信 PR 動画



地域づくり活動団体



県民運動に参加する方は年々増え続け、ミラ・クル・とっとりプラットフォーム参加団体として登録している団体は、約1200団体あります！あなたのご近所さんも実はミラ・クル・とっとり運動の実践者かも！？私も鳥取を元気にしたい！鳥取をもっと面白くしたい！今の活動を広めたい！という方には、活動を支援する助成制度もありますので、まずはお近くの窓口にご相談ください♪

ご相談・お問合せ先

(鳥取市、岩美郡での活動に関すること)

東部地域振興事務所東部振興課 ☎0857-20-3528

(八頭郡での活動に関すること)

東部地域振興事務所八頭振興課 ☎0858-72-3880

(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)

中部総合事務所中部振興課 ☎0858-23-3177

(米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること)

西部総合事務所西部振興課 ☎0859-31-9606

(日野郡での活動に関すること)

日野振興センター地域振興課 ☎0859-72-2080

(補助金の制度などに関すること)

鳥取県協働参画課 ☎0857-26-7248

(ミラ・クル・とっとり運動サイト)

(協働参画課のHP)



第2章 活動のススメ

1 あなたのその活動もミラ・クル・とっとり運動！

(1) さまざまな活動のカタチ

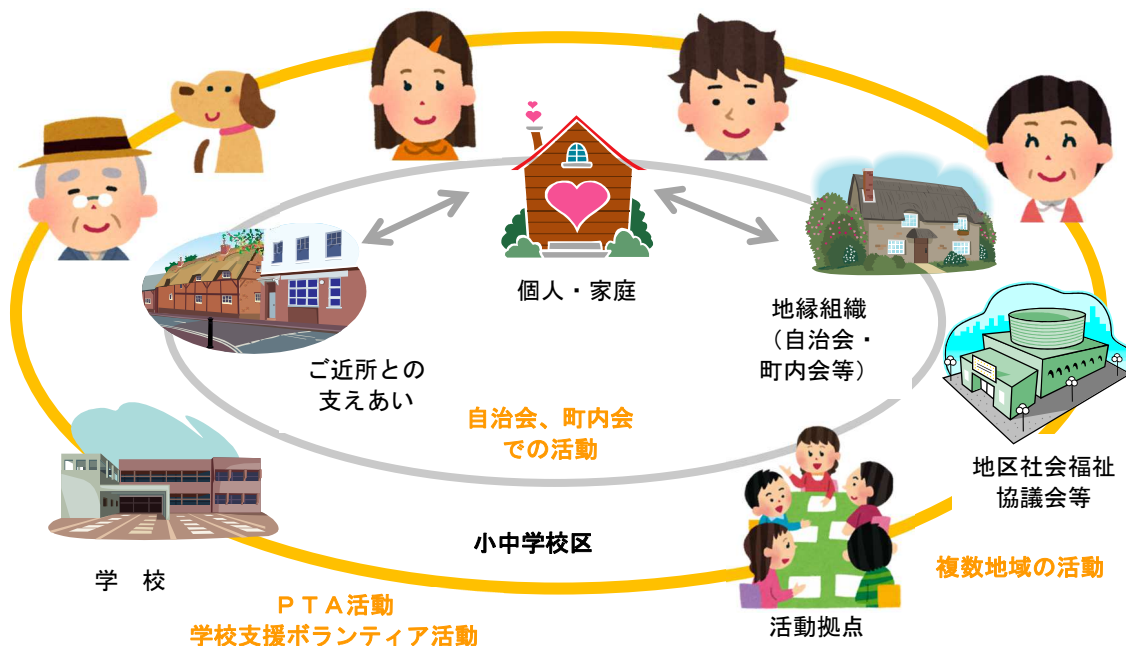
一人ひとりが主役となり誰かのため社会のために活動する。これもミラ・クル・とっとり運動です。

私たちの住む地域では、ご近所同士の助け合いに始まり、自治会・町内会活動、地区社協活動、PTA活動など、日常の生活と密接した身近な活動や取り組みの積み重ねで成り立っています。

誰かを助けたい、地域を良くしたいという活動もあれば、もっと単純に「楽しいこと、面白いことをしたい」と行動を起こすことによって、自分自身が楽しめるだけでなく、結果的に地域を元気にすることもあります。

活動のカタチはさまざまです。一人ひとりが主役となり、力を合わせて地域を良くしていく。このような身近な活動も広い意味での大切な「ミラ・クル・とっとり運動」です。

<わたしたちの周りの身近な活動のイメージ>



(2) 続けてきた活動、これから始める活動の意義

[続けてきた活動]

大切にしたい。私たちの日常において昔から続けられてきた地域の活動

地区の清掃活動に参加したり、自治会の仕事をしたり、学校のPTA活動への参加など、私たちの身近にある活動も大切な地域の力です。誰かのため、又は自分たちが住む地域のために「(自分が) やったらあ (してあげよう)」と当たり前のように昔から行われ、続けられている活動の精神も大切な地域の力です。

[これから始める活動]

興味・関心や問題意識から始まる「あなたの活動」が地域の力になります

自分の興味・関心や問題意識から、ボランティア活動のように、たった一人でもできる活動もあれば、同じ興味・関心を持つグループで活動をしていく中で、広がっていく活動もあります。活動の目的や取り組み方は地域によっても、そこで活動する人によっても様々です。

自分たちの地域のことを見直し、身近なところから主体的に活動を行っていくという意識の盛り上がりや一人ひとりの取り組みが、豊かに暮らしてゆける魅力ある地域づくりにつながります。

(3) 活動の始め方

どう始めて良いか分からない時は、既にある活動に加わるのも一つの近道です

何か活動を始めたいが何から始めたら良いか、どうやって始めたら良いか分からない時には、まず地域のイベントや自治会活動、ボランティア活動、企業の社会貢献活動、NPOが行う活動など、既に行われている活動に参加してみることも一つの近道です。

「参画」—社会のさまざまな活動に自発的・積極的に責任を持って関わること—

既存の活動に参加してみて、興味・関心の延長に気づきや問題意識を持って行動したいと思った人は、「参加」から、より積極的に問題意識や責任を持って行動する「参画」の意識を持って活動を進めてみるのも良いでしょう。

(4) 自分の想いを確認してみる

一人ひとり、歩むペースは違ってあたりまえ。あなたはどの位置にいますか？

新しいことを始める、あるいは活動のステップを上げていくことも素晴らしいことですが、既に意識せず行ってきた身近な活動を地道に続けることも大切なことです。自分がしたいこと、そのやり方、ペースは人によって異なります。

まずは、あなたがどういう考えを持って、どう地域に関わっているか、または関わりたいかを振り返ってみませんか。

<あなたの想いを振り返ってみましょう>



※どの人が良いということはありません。ここで大切なのは、あなたの現在の想いを振り返ることです。

次の節では、私たちの住む地域に密接に関わる活動「非営利公益活動」について、特にボランティア活動、地域づくり活動、NPO法人の活動に焦点を当てて、その基本的な活動の知識や取り組み方について解説します。

2 活動に参加してみよう

(1) まずは活動を知りましょう

地域を良くするための様々な活動について、まずは活動を知ることから始めてみましょう。

さまざまな活動がある中で、ここでは、地域や社会の課題解決のため、不特定多数の人の利益のために行われている活動、「非営利公益活動」について示していきます。

■ 非営利公益活動とは

非営利公益活動は、不特定多数の人の利益のために行われている活動

鳥取県では、鳥取県非営利公益活動促進条例（以下「条例」といいます。）において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている活動として非営利公益活動を定めています（条例では20項目の分野の活動を掲げています。詳細は巻末参-4 ページを参照）。

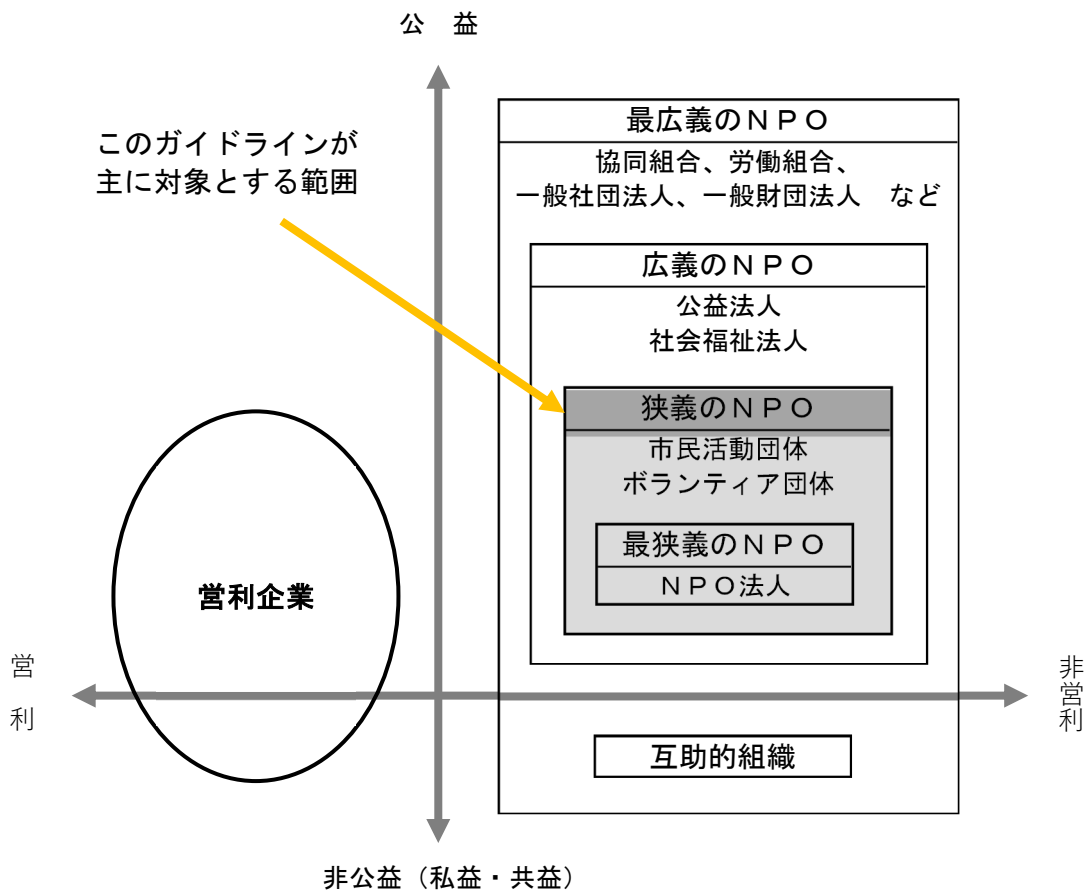
また、非営利公益活動を行うことを主な目的とする団体を「非営利公益活動団体」と定義しています。いわゆる「NPO」と呼ばれるものです。

「NPO」と聞くと法人格を持っている「NPO法人」（17ページを参照）が思い浮かぶかもしれませんが、「NPO」という言葉は、一般的には法人格のある・ないに関わらず、営利を目的としないで社会貢献活動を行っている民間組織を指しています。このガイドラインで示すNPOの言葉や範囲は次に示すとおりです。

言葉の意味を知りましょう ～NPO～

- NPOとは、Non-profit Organization の「Non＝非」「Profit＝利益」「Organization＝組織」の頭文字をとった略称で、日本語では「民間非営利組織」と訳されます。営利ではなくその団体の使命や目的のために、自発的な社会的活動を継続して行う組織のことです。
- NPOという言葉は、人によってその意味や捉え方が異なる場合もありますが、NPOはNPO法人だけではなく、法人格を持たない任意の団体も含むことを理解しておきましょう。

<NPOのイメージ図>



■ 非営利公益活動の意義、特性

非営利公益活動は多種多様。地域や社会の課題にきめ細かく対応

「非営利公益活動」と聞くとなじみがないかもしれませんが、高齢者の買い物支援や子育て支援、森林保全活動など、私たちの身近なところで様々な活動が行われています。非営利公益活動はそれぞれの主体が持つ自発性、先駆性、多様性、専門性などの特性から、地域や社会の課題に対してきめ細かく対応できる可能性を持っています。

■ さまざまな非営利公益活動のカタチ

非営利公益活動といっても活動の内容は幅広いですが、その中でもここでは3つの活動のカタチ「ボランティア活動」、「地域づくり活動」、「NPO法人の活動」に焦点を当てて紹介します。

(2) ボランティア活動

[ボランティアとは]

ボランティアとは誰かのために自分の身近で出来ることから行う活動

ボランティアとは、日本では自分の意思で自発的に行う社会参加活動のことを指しています。ボランティア活動は特別な人が特別な事をする活動ではなく、協力を求めている誰かのため、又は社会のために、自分の身近で出来ることから自発的に行う活動です。

[ボランティアの特性]

ボランティアの特性には4つのキーワードがあります

ボランティア活動の特性をあらわすキーワードは他にもありますが、このガイドラインでは大きく分けて4つのキーワードで示しています。

キーワード	説明
1. 自主性・主体性	自分の意思で自主的・主体的に取り組む活動です。(誰かに押しつけられるあるいは義務として行う活動ではありません。)
2. 社会性・連帯性	社会の中で誰もが豊かに暮らしていけるよう、共に支え合い助け合う活動です。
3. 無償性・無給性	経済的な報酬を求めないことが原則で、お金では得られない出会いや発見、喜びを得られる活動です。(ただし、活動をお願いする側の判断で、活動の交通費やお弁当程度のお礼をすることを否定するものではありません。)
4. 先駆性・創造性	従来の考え方ややり方にとらわれず、自由な発想でよりよい活動をつくっていく、しなやかな活動です。

[さまざまなボランティア活動]

ボランティア活動は多種多様。まずは身近なことから始めてみませんか？

ボランティア活動には一人で始められる活動もあれば、グループに参加して仲間と行う活動もあり、活動の目的やテーマも様々です。

次に示しているものは、様々なボランティア活動の中のほんの一例です。まずは興味・関心があり、気軽に取り組めるものからはじめてみませんか？

種 類	活 動 例
福祉・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者家庭や独居高齢者への声かけ、見守り支援 ・独居高齢者への配食支援 ・傾聴ボランティア ・福祉バザーへの協力 ・社会福祉施設でのレクリエーションの相手・指導 ・子ども食堂 など
防災・被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の巡回パトロール ・生活支援物資の提供 ・がれきや土砂の撤去、住居の片付けや清掃 ・炊き出し支援 ・復興支援イベントの企画実施 ・被災者への心のケア など
教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会活動、PTA活動 ・学校支援ボランティア（学習支援、部活動指導 など） ・ボーイスカウト、ガールスカウト指導 ・本の読み聞かせ など
自然保護・環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園の清掃、海岸等の美化 ・植樹、森林の間伐 ・不要品のリサイクル活動 など
文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の継承と普及、昔話や遊びの伝承 ・音楽、芸術、スポーツ、レクリエーションの指導 ・スポーツ大会等イベントの運営 など
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流の場、居場所（サロン）づくり ・都市と農村の交流 ・地域おこしイベントの実施 など
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳 ・日本語指導 ・難民支援 ・留学生支援（ホームステイ受け入れ） ・外国の方の生活相談 など
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・収集ボランティア（未使用ハガキ、使用済切手、不要図書等）・募金活動・クラウドファンディング等を通じた寄付など

「ボランとり」のご案内

- 「ボランとり」は、ボランティアをしたい個人・団体とボランティアを募集したい団体とをつなぐ、ミラ・クル・とっとり運動サイトにあるボランティア募集情報配信システムの愛称です。あなたもボランとり（ミラ・クル・とっとり運動サイトに利用登録する際にメール配信希望 | ボランティア情報にチェック）に登録して、社会貢献活動に取り組みませんか？ <https://tottori-chiikidukuri.jp/>

(3) 地域づくり活動

[地域づくり活動とは]

地域づくり活動とは、そこに住む人々が自分たちの地域を豊かにしていく活動

県内では、既に環境、子育て、福祉、防災、地域文化、まちづくり、農林水産、観光、地域催事など、様々な分野・地域で、たくさんの活動が行われています。すべての県民が安心安全で快適に暮らすことができる鳥取県の実現に向け、若者をはじめあらゆる年代により、出来ることから始めることが大切です。

<地域づくり活動の一例>

以下の事例は、地域をよくする地域づくり活動を表彰する、「ミラ・クル・とっとり運動・SDGs活動表彰」にて受賞した団体です。



【令和7年度 一般部門・最優秀賞】

<地域資源を活用し、人を呼び込む活動>

活動名：「椿の森」を後世に伝えたい
～森林保全と自然観察会～

団体名：「椿の森」を後世に伝える会

琴浦町の「椿の森」と呼ばれる区域の保全活動を、所有者とその家族、地域のボランティアが一致団結して行い、椿祭りや椿鑑賞会、親子を対象とした自然観察会等を開催して自然保護に関する啓発活動を行いました。



【令和6年度 一般部門・最優秀賞】

<単位自治会の枠を超えた防災の取組>

活動名：三柳団地2区・加茂三区中SEE防災プロジェクト（支え愛地域づくりの拡大）

団体名：三柳団地2区 防災会

高齢者と障がい者及び子ども連れ家庭等が災害に備え、普段から支え愛（見守りや心配）ができる地域づくりを行うため、近隣の自治会と協働し、防災フェスティバルや防災研修等を実施しました。



【令和7年度 学生部門・大学生の部 最優秀賞】

＜地域住民との交流をゆるやかに続ける＞

活動名：不真面目商店

団体名：不真面目商店

中心市街地の空き家を活用した地域交流スペースを作り、自然に交わる場として、「朝コーヒー」やスマホ教室、「みんなの保健室」を開催。また、「棚オーナー制度」を設け、運営を持続可能な仕組みにしました。



【令和7年度 学生部門（小中学生の部）最優秀賞】

＜「やってみたい」から活動を広げ、継続的に実施＞

活動名：みんなのやってみたいが地域を元気に

団体名：Potato Kids

農業従事者の後継不足や地域のにぎわい創出などを課題として捉え、もち米栽培や大漁旗づくり、マルシェ等イベントでの縁日出店や野菜販売、料理教室、花壇づくり等、メンバーがやってみたい活動を行いました。

[地域づくり活動の意義、特性]

大切にしたい。先人達の知恵を引き継ぎ、地域を支え、元気にする活動

昔から伝わる集落の祭りや、惣事（そうごと）と呼ばれる地域活動は、私たちが生まれるずっと前から伝わってきた、先人たちの生活の知恵でした。近年になり、農村集落から都市生活へと移行するとき、少しずつですが確実に、そういった知恵が失われつつあります。

地縁的な自治会活動や消防団といった活動は、地域に伝わる知恵を教えてください。このような活動から地域の人を知り、顔を合わせ、挨拶を交わすことから、鳥取らしい身近な関係が生まれていきます。また、地域だけでは解決できない大きな問題も、同じ問題意識を持つ他団体との連携によって解決できることがあります。

地域づくり活動は特別なことではなく、鳥取を愛する心から生まれる自発的な活動ととらえて、自分のできることから始めてみましょう。その中で、同じ思いを共有できる仲間とのつながりが生まれ、新たな地域が創られます。

(4) NPO法人の活動

[NPO法人とは]

法律に基づき、特定非営利活動法人という法人格を取得し活動を行う団体

平成10年に施行された特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の活動も非営利公益活動です。(特定非営利活動促進法は、NPOに法人格を付与することでより活動しやすい環境を整えようという市民運動をきっかけに議員立法で制定されました。)

法人化は、活動をしていく中で、法的・社会的な位置づけが必要になった時に、団体の目的と運営の方針に照らして選択する一つ的手段で、NPO法人は法人化の選択肢の中の一つです。

NPO法人の設立について

1 対象となる団体

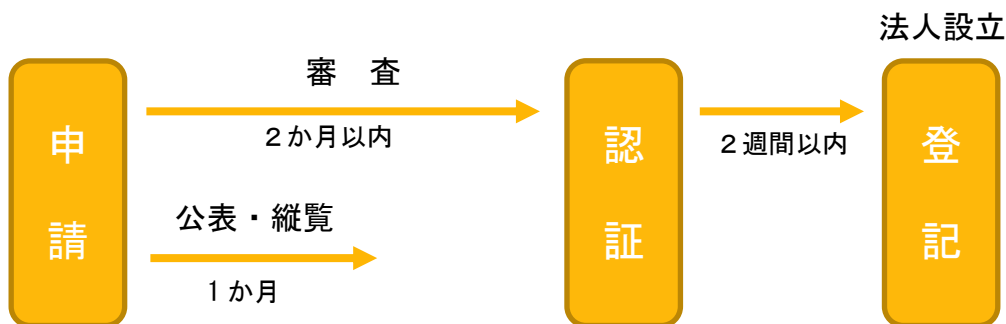
特定非営利活動促進法に基づき、NPO法人になるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- (2) 営利を目的としないこと（利益を社員で分配しないこと）
- (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- (4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと
- (8) 10人以上の社員を有すること

2 設立の手続き

NPO法人を設立するためには、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（政令指定都市の長）のことに提出し、設立の認証を受けることが必要です。

設立の認証後、登記をすることにより法人として成立することになります。



- NPO法人を設立する場合は、巻末の相談窓口一覧にある県のNPO法人認証担当にお問い合わせください。NPO法人設立に関する詳細は、法人設立のための手引きを鳥取県ホームページ（協働参画課のページ）で公開していますので、こちらもご活用ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/28027.htm>

[県内での様々なNPO法人の取り組み]

鳥取県では、わたしたちの身近な生活に密着したさまざまなNPO法人の活動が取りまわっています。次に挙げていますのはほんの一例です。



～青少年の健全育成支援の取り組み～

認定NPO法人 ハーモニカレッジ

ポニーの乗馬や飼育、自然体験などを通して、青少年の健全育成を行うことなどを主な目的に、子どもたちの意欲を伸ばす支援を行っています。



～障がい者・高齢者支援の取り組み～

NPO法人 十人十色

障がいのある方の支援、高齢者支援等を営み、利用者と地域の関わりづくりや、地域の困りごとの対応等、地域活性化のための活動を幅広く行っています。



～地域活性化の取り組み～

NPO法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会

人口3,000人ほどの小さな城下町である鳥取市鹿野町を拠点に、地域資源を活かした魅力ある地域づくりに取り組んでいます。

(5) 活動への参加にあたって心がけたいこと

地域を良くするための様々な活動について、まずは活動を知ることから始めてみましょう。様々な活動がある中で、ここでは、地域や社会の課題解決のため、不特定多数の人の利益のために行われている活動、「非営利公益活動」について示していきます。

[ボランティア活動の場合]

決まったルールはありません。下記のことを心がけると活動しやすくなります。

1	自分が出来る身近なことから始めましょう
2	体調や生活のリズムを考えて無理をしないで活動しましょう
3	相手の気持ちを考えて行動しましょう
4	活動の時間や内容など、相手と決めた約束・秘密は守りましょう
5	とにかく楽しみながら活動しましょう！

ボランティア活動には決まったルールはありませんが、ボランティアを受け入れる団体、施設では活動をより良いものにするために活動ごとに約束や決まり事があります。活動前にボランティア活動者と受け入れる側の団体等が、お互いにしっかりと活動の意義や内容を理解しておくことが必要です。

活動を始めるにあたって不安なことや分からないことがあれば相談窓口（巻末参考資料：参-10 ページを参照）までお気軽にご相談ください。また各市町村の社会福祉協議会のボランティアセンターなどの支援機関を活用されると良いでしょう。

[地域づくり活動・NPO法人の活動の場合]

活動のやり方はそれぞれ。まずは参加してみてもできる活動から始めてみませんか？

1	気軽に参加できる活動を見つけましょう	町内会の祭り、行事、清掃活動や商店街のイベント、NPO法人が行っている活動など、自分が参加しやすい活動を見つけて参加してみましょう。
2	できることから始めましょう	仕事や家庭とのバランスをみながら無理をしないで活動しましょう。
3	時間がない人でもできることがあります	時間がとれない時には、活動に共感できる団体へ寄付や募金をすることで活動に関わる方法もあります。
4	参加する団体のルールや秘密は守りましょう	参加する団体があらかじめ決めているルールや、活動で知り得た情報や秘密は守りましょう。

地域づくりやNPOについての総合的な相談や、集落に特化した地域づくりに関する相談は、相談窓口（巻末参考資料：参-10 ページを参照）にお問い合わせください。

3 みずから動く・つくる ～自分たちで活動を起こす～

(1) 活動の体制を考える

どのようなスタイルで活動したいですか？

非営利公益活動は、個人単位でできることもあれば、同じような思いを持つ人同士のゆるやかなつながりから複数人でグループや団体を作って色々なアイデアを出し合っ
て行うこともあります。個人、あるいは複数でどのような形で活動していくかどうかは
活動内容や活動者の考え方によって異なりますし、正解はありません。

もし、同じ思いを持った人同士が一緒になって活動を始めたい場合、その活動の目的
やミッションを一度整理して、その目標の達成のためにどれだけの期間が必要でどのよ
うに取り組むべきかを、活動に関わるメンバーで話し合ってみましょう。

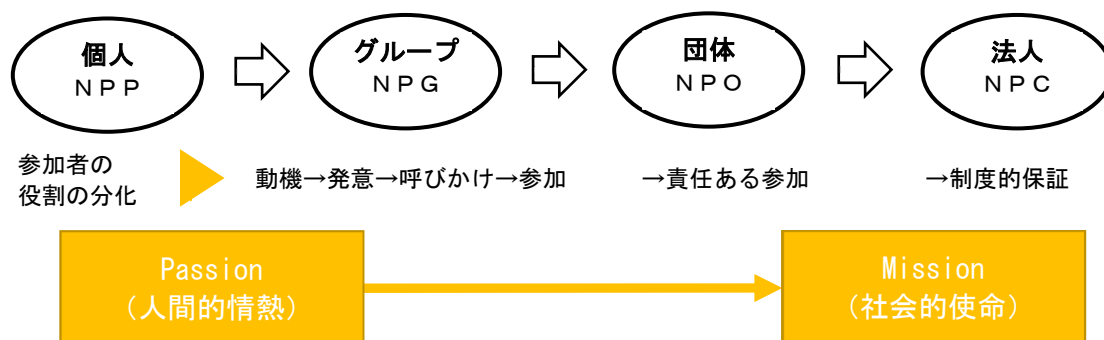
活動の体制をつくる

目的達成のために組織としての体制が必要になった場合も、そのあり方は多様です。
その中から自分たちが活動しやすい体制を選択することになります。

活動するために必ずしも法人という形をとらないといけないということはありません。
組織をつくらずゆるやかに活動をしていく方法や、活動のために団体の法的・社会的な
位置づけが必要な場合に法人化するという方法もあります。

法人化することで社会的信用が増す、法人名で契約を結ぶことができるなどメリットが
ある一方で、法人化にともなう届け出や報告、各種手続きなど法に基づいた義務も発生
します。その活動の目的や内容によって、組織化のメリット・デメリットを十分比較し
ながら、最も適切な活動の形態を選択しましょう。

<組織化の一般的な過程>



[出典：『NPO実践講座－いかに組織を立ち上げるか－』山岡義典編著 ぎょうせい発行]

(2) 計画をつくる

計画は団体の活動の方向性を示す基本となるもの

計画づくりは、団体がどのような目的やミッションを持ってどのような期間で、どこまで行うのかという方向性の基本となるもので、活動を事業化し、事業を進めるにあたって必要となります。

計画書を作ってみよう

まずは一緒に活動する仲間と、どのような活動をしたいのか話し合しましょう。その上で、活動の中・長期的な計画（3年～10年を目安）を立ててみましょう。

<計画書の例>

事業項目	年度の計画	年度の計画	年度の計画
【記入例】 情報事業	ホームページの開設 通常運営		
	復興ニュースの発行（月2回）		復興ニュースのリニューアル

[出典：『NPOリーダーのための15の力』日本NPOセンター発行]

事業計画を考える上でのポイント

- 何のために事業をするのか（背景、目的、ミッション）
- 誰のためにするのか
- いつまでにどこまでやるのか
- 誰がやるのか
- どれくらいのお金が必要なのか など

中・長期的な計画を立てたら、それに基づいて、1年単位での短い期間での具体的な計画も立てていきましょう。

企画書を作ってみよう

やりたいことを企画書にすることで、活動の目的や目標、それらを実現するための方法や内容についてメンバーで共有しながら実施できます。

＜企画書のイメージ＞

テーマ	（企画のタイトル） ※企画の目的と目指すことが何かを、短い言葉で表しましょう	
目的	（なぜ、何のために行うのですか） ※企画の根幹ですので、問題意識や思い、その背景に根ざしている問題状況を示すとともに、社会・地域をどのようなものにしたいのか、この企画を通じたビジョンも書くと、取り組みによって目指したい展開のストーリーが明らかになるでしょう。	Why
背景・課題	（企画の背景、そこに存在する解決すべき課題は何ですか） ※事業を行うにあたって、社会背景や現状などを検証することが大切です。その際、具体的な事実（データや新聞記事など）も用いると根拠が明らかになります。	Why
獲得目標（成果）	（事業実施後にどのような状態になってほしいですか） ※抽象的な表現ではなく、具体的にはっきりと。	How far
対象者	（どのような人に対して、どのくらいの人数に対して行うのですか） ※ターゲットは「一般市民」などではなく、対象としたい層を、性別・年代・居住地・職業などといった属性で切り分けて捉える等して、具体的に想定してみましょう。	Whom、 How many
場所	（どこで行いますか）	Where
時期・期間	（いつ、どの程度、どれだけの時間をかけて行いますか） ※ボリュームは予算にも関わるため、大風呂敷ではなく、身の丈でとらえましょう。	When、 How long
実施内容	（どのようなことを行いますか）	What
スケジュール	（目的を達成する為に、どのような手順で実施しますか） ※一つ一つのプロセスをスケジュールに落とししていくことが大切です。また実施内容や予算との整合性にも関わる上、進捗管理の目安にもなってきますので、できるだけ細かく書いておくと安心です。	How
事業費	（どれだけの経費を使って行いますか） ※予算は、企画内容への理解を進めるためのコミュニケーションツールという側面もありますので、実施内容や予算との整合性を確かめながら作成しましょう。その際、積算根拠や数量も具体的に示しましょう。	How much

[出典：『NPOリーダーのための15の力』日本NPOセンター発行]

(3) 実際にやってみる

活動しながら必要なことも見えてきます。やり方を点検しながら進めましょう

計画や企画書をメンバー全員で共有した上で、実際に活動や事業を実施してみましょう。実施する中で進捗を定期的に点検し、変更や見直しが必要なことが出てきたら、その場でメンバーと情報を共有して活動を改善していきましょう。活動や事業をこなすことで精一杯にならないよう、活動全体の進捗をチェックすることは大切です。

実際に活動してみて困ったことがあれば、身近な活動者（団体）に相談したり、県内のボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援する「公益財団法人とっとり県民活動活性化センター」に相談して、それらを解決していく方法もあります。（巻末参考資料：参-11 ページを参照）

(4) 評価・改善する

活動の振り返り・評価は、活動を次につなげる大切な作業

活動や事業を実施したら、その事業の振り返り・評価をすることが大切です。

活動・事業の目的が達成されたかどうかはもちろん、実施の手法や進め方、その事業に関わる人の動きがどうだったかについても、メンバーで話し合い、確認をします。活動や事業が充実して、無理なく続けられるように、活動メンバーだけでなく活動を客観的に評価できる外部の意見も取り入れながら、必要な部分を見直して改善していきましょう。

4 SDGsの取組について

(1) SDGsを知り・取り組もう

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称でエス・ディー・ジーズと発音します。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

SDGsのロゴが丸い輪で表されているように、ゴール・ターゲットは相互につながり、関係しています。一つの課題への取り組みが他の課題へも関連しているということです。



地域を良くするための様々な活動について、まずはSDGsの17の目標を知ることから始めてみましょう。

【SDGsの17の目標】



1. 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的(※)かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



2. 飢餓をゼロに
飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



3. すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



6. 安全な水とトイレを世界中に
すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



10. 人や国の不平等をなくそう
 国内および国家間の格差を是正する



8. 働きがいも経済成長も
 すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する



11. 住み続けられるまちづくりを
 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
 強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



12. つくる責任 つかう責任
 持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



16. 平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



14. 海の豊かさを守ろう
 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



17. パートナーシップで目標を達成しよう
 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



15. 陸の豊かさを守ろう
 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

なおSDGsは「社会的課題の一覧」という側面もあります。自団体が取り組んでいる課題の位置づけを確認し、多面的にとらえるための道具にもなります。

またSDGsという共通言語を使ってコミュニケーションすることで、これまで出会えなかった支援者と出会い、同じ課題を共有できる可能性もあります。SDGsを活用し、地域の課題解決に取り組みませんか。

(2) 鳥取県内のSDGs推進の取り組み

鳥取県では、SDGsの普及啓発・取組推進を令和2年度から本格的にスタートしました。鳥取県らしい持続可能な地域づくりに向けた“とっとりSDGs宣言”を行いました。

また、鳥取県がSDGsの取組先進県として、民間（商工労働団体、教育研究機関、金融機関等）や行政、各種団体など、多様な主体（ステークホルダー）による官民連携のネットワークを発足し、連携を図りながら持続可能な地域づくりを目指します。

また、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（※）では、様々な方が行っているSDGsの取組を相互に共有・発信し、連携・協働して持続可能な地域づくりを推進するため、「とっとりSDGsプラットフォーム」を組織しています。

このネットワークへの参加者同士で情報交換したり、SDGsに関連した事業やイベントと一緒にホームページ等で情報発信するゆるやかな会です。SDGsに取り組んでいる企業やNPO、SDGsに関心のある個人の方、どなたでも入会できますので、ご関心のある方はぜひお気軽に同センターにお問い合わせください。

【お問い合わせ】

とっとりSDGsプラットフォーム事務局（公益財団法人とっとり県民活動活性化センター）
鳥取県倉吉市山根 557-1 パープルタウン2階
電話：0858-24-6460 電子メール：info@tottori-katsu.net
URL：<https://sdgsnwt.jimdofree.com/>



とっとりSDGsプラットフォーム

TOTTORI SDGs PLATFORM

(※) とっとり県民活動活性化センターとは

…鳥取県全域のボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動の総合的な支援を行うとともに、NPO・企業・行政・自治組織等、多様な主体による協働・連携を推進することにより、県民活動の活性化及び、持続可能な活力ある地域社会づくりを目指し取り組んでいる中間支援組織です。お困り事やご相談等あれば、ぜひお気軽にお問い合わせください。

(詳細は巻末参考資料：参-11 ページをご覧ください。)

ヤングケアラー支援推進事業

N. K. C ナーシングコアコーポレーション合同会社

令和3年度、「ヤングケアラー夜間休日窓口設置事業」が鳥取県公民連携推進事業に採択され、SNS上に夜間や休日時間帯に対応する相談窓口を設置し、誰でも気軽に相談できる仕組みづくりに官民協働で取り組んだ結果、令和4年6月から県委託事業として本格実施（24時間相談受付／午後6時から午後11時まで対応）につながりました。



2 協働の相手

協働を進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びましょう

協働に関わる組織は様々です。協働して進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びます。協働は組織間の取り組みですが、協働の取り組みには社会の一員としての市民にも参画してもらい多くの視点を取り入れることも効果的です。

具体的な主体としては、NPO、ボランティア団体、自治会、行政、企業などが想定されます。

3 協働の原則

社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために協力しながら進めていくには、基本的なルールがあります。その中でも主に4つの原則を参考に協働を進めていきましょう。

目的の共有	協働する相手同士が、共通の目的や目標を共有しておくことが大切です。
自主性の尊重	特定の主体ばかりに負担が重くならないよう、それぞれの主体が自主的に、自立して取り組む必要があります。
相互理解と相互尊重 (対等の原則)	互いの特性や違いを十分に理解した上で、対等な横の関係であることを意識しながら進めましょう。
責任と業務の分担	双方の特性を考え、十分に話し合いをした上で互いの役割や責任の分担について合意形成しておきましょう。

4 期待される効果

協働を行うことで得られる効果は、以下のようなものがあります。

地域住民のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の多様化によりサービスも多様化し、より満足度の高いサービスが受けられる
NPO等活動団体のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民に対する団体の透明性と信用力の向上 ・ (行政との協働で) 公共サービスへの参画機会増加 ・ 資金面でこれまで実施困難だった事業展開が可能に
行政のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数分野にまたがる横断的な事業を行うことが可能 ・ ニーズや問題への効率的・効果的、早期対応が可能 ⇒行政職員の意識啓発や行政改革推進につながる

企業と協働

- 企業は営利活動を目的とした組織なので、公益的な社会の課題解決を行う主体であると言い切れない部分ではありますが、企業も地域社会の一員であることに変わりはありません。特に企業が倫理的観点から事業活動を通じて、自主的に社会に貢献する責任のことをCSR (corporate social responsibility) といいますが、年々広がりを見せており、その専門性や経営資源等から地域を支える重要な役割を担っていると言えます。

5 協働の流れと留意点

協働には大きく分けて「企画・立案」、「実施」、「評価・改善」の流れがあります。協働での活動や事業を行う場合の一般的な流れと留意点を示します。

(1) 企画・立案

[活動・事業を始める前に]

まずは現状や課題、ニーズを把握するために情報収集をしましょう

協働での活動や事業を始める前に、現状と課題、ニーズなどを把握するために情報収集を行い、それらを解決するための手法について、実施に関わる者同士で話し合い、共

通認識を持っておきましょう。

全ての事業で協働を行えば良いというものではありません。そこにある社会的課題に対して、単独で行うより複数の異なる組織が協力して行う方がより効果的だと判断される場合に協働の手法を取り入れましょう。

<協働に適した活動の例>

1	多くの市民の参加を求めるもの
2	柔軟かつ専門的な対応が求められるもの
3	地域の実情に合わせる必要があるもの
4	市民が当事者性を発揮し、主体的に活動するもの
5	行政や団体・企業等、単独の主体だけでは取り組みが困難なもの

[協働形態の検討]

協働して取り組むことが決まったら、具体的な協働の形態を検討しましょう。

協働の形態は、委託、補助金、後援、共催、実行委員会（次ページを参照）など様々な手法があります。その事業の目的や目標達成に対して、最も適切な形態を検討しましょう。

[協働相手の検討]

一緒に協働して取り組む相手を検討します。事業内容によっても協働の相手や形態は異なりますが、選定にあたっては、事業の内容から他に協働すべき相手がないかどうか県内の団体情報なども参考にしながら検討していきましょう。

[事業実施に必要な事項の検討]

協働の手法、相手が決定したら、協働事業に必要な事項（具体的なスケジュール、メンバーの役割分担、必要な人材・資金等）について、協働に関わるメンバーで話し合い、共有しておきましょう。

(2) 実施

(1)で企画・立案した事項に基づいて活動や事業を実施します。実施の過程で上手くいかない事項、検討段階では想定できなかった困難事項があれば随時見直し、場合によっては軌道修正しましょう。実施過程を記録に残しておく、後で事業を振り返りやすいです。

(3) 評価・改善

活動や事業を実施したら、その達成度や実施プロセスを振り返り、評価しましょう。事業は実施したら終わりではなく、協働事業を次の展開に繋げていくため、評価や分析も大切になってきます。

<振り返るポイント>

1	事業の目的・目標	事業の目的・目標を明確に設定し達成できたか
2	スケジュール	計画時のスケジュールどおりに事業を実施できたか
3	成果・効果	市民サービスの向上につながる成果・効果を得ることができたか
4	収支決算	収支は当初の見込みどおりであったか
5	協働の約束	当初に設定した協働の原則は守られたか

[出典：『NPOリーダーのための15の力』日本NPOセンター発行より一部編集]

実行委員会って何？

- 地域などでの活動で、よく「〇〇イベント実行委員会」や「△△大会実行委員会」など、「実行委員会」という言葉を耳にするのではないのでしょうか。実行委員会とは、異なる複数の組織（個人の場合もあります。）が一つの組織を作り、それぞれが主催者の一員となり、主体的に事業を行う活動のひとつの形です。
- 実行委員会の形で進めると、そこに主体的に関わる組織それぞれが持つ専門性やノウハウを持ち寄り、それぞれのネットワークを通じて幅広い参加が期待できます。一方で役割分担が不明確になったり、メンバーが長期固定化され、活動が停滞する場合もあるので、そのメリット・デメリットも考慮しながら、活動に関わるメンバーでどのような進め方をすべきか話し合っておくことが大切です。

【行政編】

6 NPO等との協働とは

(1) NPO等との協働の意義

専門性や機動性、柔軟性を持ったNPO等と協働することによって、行政だけでは解決できない地域課題に対して、質の高いサービスを提供することができるようになります。

新たな公共サービスの担い手となっているNPO等との協働を進めることで、地域住民のニーズに合った質の高いサービスを行うことが求められています。

NPO等との協働の現状は・・・

NPOの活動は、鳥取県でもますます盛んになっており、行政と協働した活動も増えてきているところです。しかし、「NPOのことが分からない」、「NPOとの協働の仕方が分からない」という行政職員からの声も多くあり、実際にNPO等との協働を正しく理解されないまま事業が進んでいる例も見受けられます。

誤った「協働」していませんか？

NPOは行政が協働を進める上でのパートナーのひとつではありますが、何でもパートナーシップを図れば良いということではありません。一つの課題に対して、特性が異なる行政とNPO等が双方の活動目的に合わない、それぞれが単独で行うよりも効果が高いと思われる事業について、「協働」で取り組むことで大きな相乗効果が生まれます。

その時に、両者がお互いのことをよく理解せず、自分たちのやり方で事業を進めたり、「協働する」ことが目的になってしまうと、せっかくの協働の取り組みも効果が発揮されなくなってしまいます。

パートナーシップ意識を大切に

協働事業を行う時には、その取り組みをより良いものにするために、協働する相手とのパートナーシップとしての意識が不可欠です。NPO等との協働では、特にパートナーという意識で動いているか常に考えながら取り組むことが大切です。

ここでは行政とNPO等との協働が適正に、効果的に実施されるよう、基本的な考え方を示していきます。実際に取り組む内容によって、柔軟に工夫して進めましょう。

(2) 正しく理解していますか？NPOのこと

ここでは、NPOについてのよくある誤解について示します。協働に取り組む前に相手のことを正しく理解しておきましょう。

<誤解1> NPOはボランティアではありません

ボランティアが自発的に活動をしている「個人」、ボランティア団体がそれら個人の「集合体」を指しているのに対して、NPOは自発的、非営利な社会的活動を継続して行う「組織」のことを指しています。

また、ボランティアが活動に対して原則無報酬であるのに対して、NPOは利益目的ではなく、組織や活動の維持のため、有償によるサービスの提供も行うことが可能です。

<誤解2> 「NPOがお金を稼いではいけない」ということはありません

ボランティア活動の特徴である「無報酬性」と、NPO活動の特徴である「非営利性」を混同して「NPOがお金を稼いではいけない」とか「ボランティアなのだから収益事業は行ってはいけない」と誤解していませんか？

「非営利」の意味は対価をもらってサービス提供してはいけないということではなく、活動で得た利益を社員（構成員）に配分しないという意味です。

NPOの継続的な活動のためには、事務所の維持や電話代等の事務的経費が必要です。これらの経費が利益の配分でないのと同様、職員の給料も正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の配分とは言えず、非営利であることに矛盾はしません。

⇒ NPOの活動は無償で行うものだという認識は改めましょう。

<誤解3> 法人格の有無で、その団体が優れているか決められるものではありません

NPO法人は他のNPOより優れている？

NPO法人が、法人格を持っていない他のNPOより優れているとは言いきれません。NPOの評価は法人格の有無ではなく、活動の内容によって判断されるべきものです。

また、所轄庁（都道府県及び政令市）によるNPO法人の「認証」も、NPO法人の活動に対してお墨付きを与えるものではありません。原則書面審査で、NPO法の基準や手続きに適合していれば認証され、活動実績は問われません。

NPOにもいろいろな段階があることを知しましょう

NPOといっても、活動の目的や内容、その実施する体制や規模も異なり、それぞれの団体の特性を活かして活動しています。NPOにもいろいろな段階があることを知しましょう。

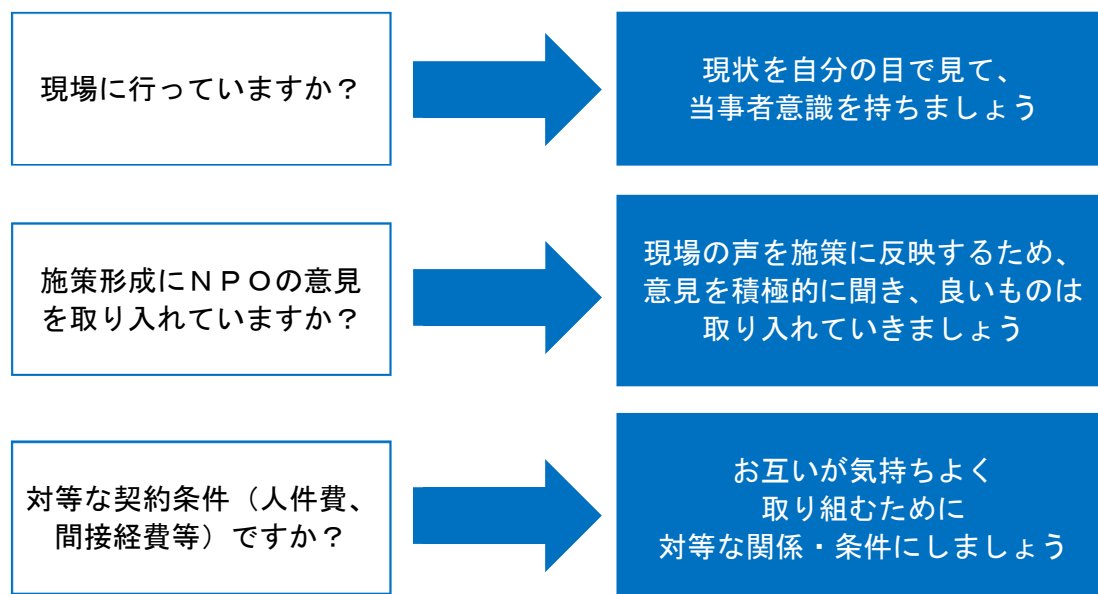
段階	状況	ポイント
初動前	同じ思いを持つ仲間活動している。	とにかく始める活動を楽しむ
初動期	活動資金は主に会費や補助金に依存。 継続的・安定的組織活動の実績が乏しい。	趣味から仕事へ
成長期	継続的・安定的に活動し、広く外部資金を集め活動がより活発化し始める。	継続性 スタッフの雇用維持、人材育成
発展期	行政や企業等との対等なパートナーシップを形成し、専門性を生かした継続的・安定的活動の領域をさらに広げていく。	ノウハウの展開 後進の育成

[出典：NPO法人学生人材バンク資料より一部編集]

(3) パートナー意識を持ちましょう

NPO等との協働において、パートナーシップを意識して取り組んでいますか？下記の視点を持って取り組んでいくことが大切です。

<パートナーシップを意識して取り組むこと>



[出典：NPO法人学生人材バンク資料より一部編集]

(4) NPO等との協働を始める前に

NPO等と協働事業を行いたい場合に、「NPOの探し方が分からない」、「NPOの活動内容や実績が分からない」という職員も少なくありません。NPO等について知る、活動に触れる方法を下記にいくつか示していますので、参考にしてください。

NPOの定款や事業報告書で知る

NPOは、第2章にも示したように、NPO法人だけでなく法人格を持たない任意の団体も含まれます。県では、任意団体も含んだ県内全てのNPOの活動を把握はしていませんが、県で認証したNPO法人の提出書類（定款、実績報告書等）を鳥取県ホームページ（協働参画課のページ）で公開しています。

鳥取県のNPO法人認証一覧（協働参画課のページ）

<https://www.pref.tottori.lg.jp/28024.htm>

NPO等が発行する会報等で知る

NPO等が発信している会報などの刊行物やホームページやブログ等で見ること、団体の活動目的や内容、現場の声をより分かりやすく知ることができます。NPO等によってはホームページやブログを開設しているところもあるので、こちらも参考にしてみると良いでしょう。

NPO等が実施するイベントや活動に参加してみる

NPO等が実施しているイベントや研修、講座などの活動に参加すると、団体の実際の活動や、活動者の思いなどを肌で感じることができます。

鳥取県では、県内で開催されるイベント・講座やボランティア募集といった情報を「令和新时代創造県民運動サイト」で公開しています。こちらも活用しながらまずは参加してみましょう。

ミラ・クル・とっとり運動サイト（ボランティア・まちづくり等、地域活性化に取り組む地域住民・団体・企業を応援するサイト）

<https://tottori-chiikidukuri.jp/>

とっとり県民活動活性化センターに相談してみる

とっとり県民活動活性化センターでは、鳥取県内のボランティア活動・地域づくり活動・NPO団体を支援するほか、多様な主体が参加する協働・連携を促進・支援する事業も行っています。NPO等との協働に関する相談も受け付けていますので、お気軽にご利用ください。(連絡先は巻末参考資料：参-11 ページを参照)

NPOとして活動に参加してみる

行政職員も地域の一員として地域やNPOの活動に参加したり、会員になることも可能です。職員がNPOの会員や役員になることに特に制限はありませんが、「報酬等を得ることは原則できない」「職務専念義務を守る」などいくつかルールがあります。また、職務とNPO活動を厳密に区別するなど、NPOとの関係性について疑念を招くことのないよう十分考慮しましょう。

7 NPO等との協働の進め方

(1) 協働事業の基本的な流れ

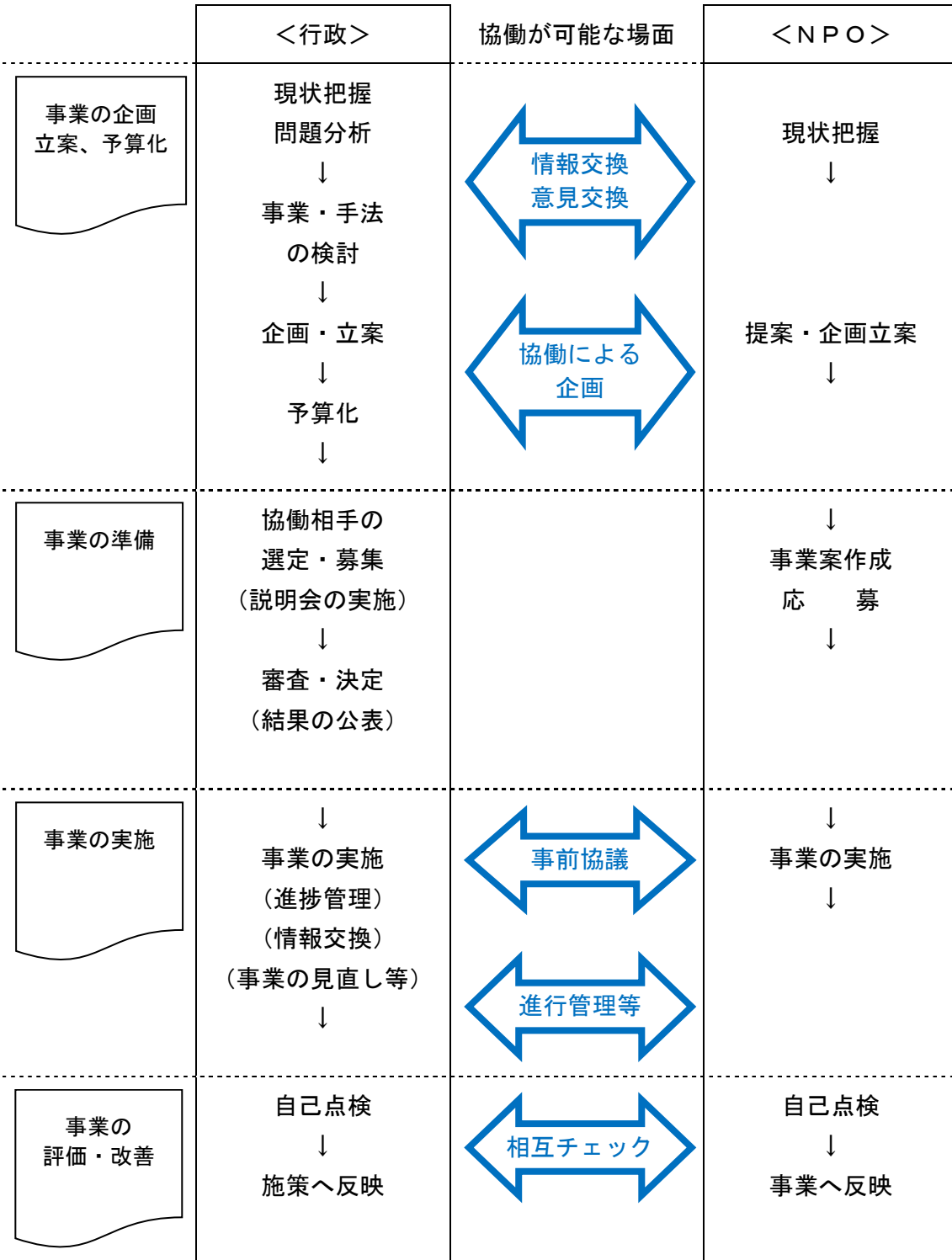
前述「5 協働の流れと留意点」で示した協働事業の基本的な流れに、事業を行う上での行政の手続きの流れも交えながら示すと、次のページのようになります。

(2) 協働事業の形態

行政がNPO等と協働で事業を進める際、その実施の形態は後援、共催、実行委員会、委託、補助などさまざまな方法があります。

形態	手法	具体例
委託	行政が実施主体となって行う事業のうち、事業の内容によってNPO等に事業の実施をゆだねること。	各種事業／サービス／施設管理運営／調査研究／各種相談
補助金	NPO等が取り組む事業のうち、行政としても支援する必要があると認めるものに資金面で支援を行うこと。	事業補助／団体補助
後援	その事業が行政の目的と合致する場合に、「鳥取県」等の名義の使用を認める形で事業を支援するもの。	発表会／研修会／講演会／イベント／シンポジウム
共催	それぞれの主体が主催者として、協力して事業の運営、実施を行うこと。	
実行委員会	異なる複数の組織が一つの組織を作り、それぞれが主催者となり事業を行うもの。(28ページ参照)	

<協働事業の基本的な流れ>



(3) 事業実施の流れと留意点

(1) で示した図の流れに沿って、進め方の留意点を示していきます。

■ 事業の企画・立案、予算化

[現状把握・問題分析]

- ・ 地域や社会的問題を解決するために、現状の把握とそこで浮き彫りになった問題点や課題の分析をしていきます。現状把握のための情報収集は、アンケート調査や先進事例の調査のほか、直接地域住民やNPOの意見を聞くことも大切です。

[事業・手法の検討]

- ・ 検討にあたっては、課題、目的、解決策（手法）、成果目標を整理します。
- ・ 事業を検討する中で、事業の内容によっては協働が最適な手法ではない場合もあります。協働はあくまで活動の有効な手段の一つであるということを忘れないようにしましょう。
- ・ 協働が最適な手法だと判断された場合に、事業の内容によって、委託、補助、後援、共催、実行委員会等の方法から、最適な協働形態を選択しましょう。

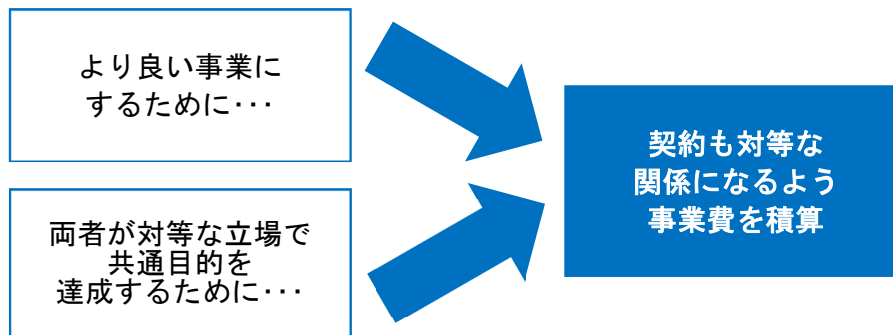
[企画・立案]

- ・ これまで検討してきた事業の課題、目的、解決策、成果目標等を整理して具体的な事業の企画・立案をしていきます。
- ・ 事業の内容によっては、企画立案の段階からNPOの意見や提案を取り入れたり、協働して企画を作っていくことも大切です。

[予算化]

- ・ 目的を達成するために必要となる事業の予算を積算します。事業の内容や協働の形態によって積算内容は大きく異なりますが、協働の相手の負担にならないよう積算に配慮することが大切です。

<ここでもパートナーシップ>



※ 委託を選択する場合の留意事項

- ・ NPO等との協働による委託事業では、NPOの専門性や経験、ノウハウなどに対して適正な対価を積算しましょう。
- ・ 人件費が発生するものについては、事業の内容、熟度に応じて適切な単価を設定しましょう。
⇒ 安易に非常勤単価を直接用いるのではなく、事業の内容・熟度に応じた正職員給料等も参考にしながら単価を検討しましょう。
- ・ なお、NPO等に委託する業務が月額給与になじまない場合は、日額単価×業務日数などで算出します。
- ・ NPO等の組織や活動の運営に過度な負担を課さない積算に配慮し、事業の直接経費以外に、事業の実施に最低限必要となる事務経費などの間接経費を含めるようにしましょう。(間接経費については事業の内容に応じて積算するほか、直接経費に上乗せして積算する場合があります。)

※ 補助を選択する場合の留意事項

- ・ 補助はNPO等が主体的に行う事業に対し、公益性の観点から行政としても支援する必要があると認めるものに資金面での支援をすることです。
- ・ 補助金の継続的な交付は、行政への依存度が高くなり、団体の自主的、自立的な活動を損なう危険もあるため、補助対象経費や補助率、補助期間等に制限を設けることも必要です。

予算の積算に当たっての留意点

- 人件費が発生するような委託事業では、個々の事業内容に応じて適正な額を積算する、事業に必要な事務経費も積算に含めるようにしましょう。
- 補助事業では、補助対象経費や補助率、補助期間の設定など、NPO等の自主性や自立性を損なうことのない補助内容としましょう。

NPO等との委託や補助等の協働事業において、行政から対価が適正に支払われないと、NPO等が事業実施のために自己資金を持ち出しするなどして、結果的に組織運営のための必要経費が不足し、結果として組織としての活動を続けられなくなることもなりかねません。

より良い事業の実施のために、日頃からNPO等と広く意見交換を行い、互いの特性を理解しながら協働のパートナーとしての関係を築いていきましょう。

■ 事業の準備

[協働相手の募集・選定]

- ・ **広く公募しましょう。**
 - ⇒ 事業目的や内容、事業形態によって異なりますが、企画提案型の委託事業、補助事業は公募して実施します。公募にあたっては、広報や説明会を開催、質疑応答の期間を設けるなどして、応募者からの不明点に丁寧に対応しましょう。
- ・ **募集要項等の内容を明確にしましょう。**
 - ⇒ 募集要項は、事業の目的に応じた応募者の資格要件や、募集する事業内容や仕様書、企画提案事業を選考する選考基準など、募集内容や公募に係る手続きが応募者に分かりやすく伝わるように記載しましょう。
- ・ **分かりやすい募集書類を心がけましょう。**
 - ⇒ 必要以上に提出書類を求めているか、また、事業実施要領や補助金交付要綱等の書類が分かりやすい言葉で書かれているか確認しましょう。
- ・ **余裕のある公募期間を設定しましょう。**
 - ⇒ 応募団体が事業を企画し、提出書類を揃えるために必要となる十分な応募期間を設定しておくことが必要です。最低でも1カ月、事業の内容、規模によっては2～3カ月を目安にして応募期間を確保しましょう。
- ・ **事業の審査会等では、審査委員に外部人材を登用するなど、公平性・透明性を確保しましょう。**

協働相手の募集・選定

- 十分な応募期間を確保しましょう（事業内容、規模に応じて最低1カ月～複数月を目安に。）
- 公募資料、提出書類は分かりやすさを心がけましょう。

[審査・決定]

- ・ 選考結果は、審査会等開催後速やかに全ての応募団体に通知するほか、選考結果を公開しておきましょう。

■ 事業の実施

- ・ 事業の実施にあたっては、委託事業や補助事業であってもNPOに任せっぱなしにするのではなく、行政職員も現場に行き事業に関わって事業の進捗状況の把握に努め、事業が適正に、効果的に実施されているか確認しましょう。
- ・ 事業の途中段階でも、協働相手と定期的に意見交換、コミュニケーションを図りながら、事業の進捗や実施上の課題について情報交換しましょう。
- ・ 事業を実施する中で、トラブルが発生するなど事業内容を変更する必要がある場合は、必ず双方で協議、合意の上、柔軟に事業を見直すことが必要です。

事業の実施

- 行政職員も積極的に現場に出向き、事業の進捗や現状把握をしましょう。
- 事業実施途中でも、事業の進捗状況について互いに進捗を管理し、必要があれば事業の内容を見直しましょう。

■ 事業の評価・改善

[自己点検]

- ・ 事業終了後は、行政とNPOのそれぞれで事業の実施内容を点検します。

[相互チェック]

- ・ 行政とNPOが事業を振り返る機会を設けて、互いの事業内容をチェックしましょう。
- ・ 事業の振り返りでは、協働による事業効果が発揮できたかどうか、互いの協働の役割は十分に発揮されていたかどうか確認し、足りない点や課題があれば、その改善策を話し合い、次の事業に活かしていきましょう。
- ・ 事業の評価や成果は、事業の透明性確保の点からも広く公開するよう努めましょう。

【NPO等編】

8 行政との協働とは

こんな思いをしたことはありませんか？

「行政と協働したいが行政の仕組みがよく分からないので前に進まない」、「行政と協働してみたが、仕事の仕方が違うので上手くいかなかった」。行政と協働することに対して、このような思いをされている方も少なくないのではないのでしょうか。

異なる組織が協働する時に誤解が起こりやすいのは・・・

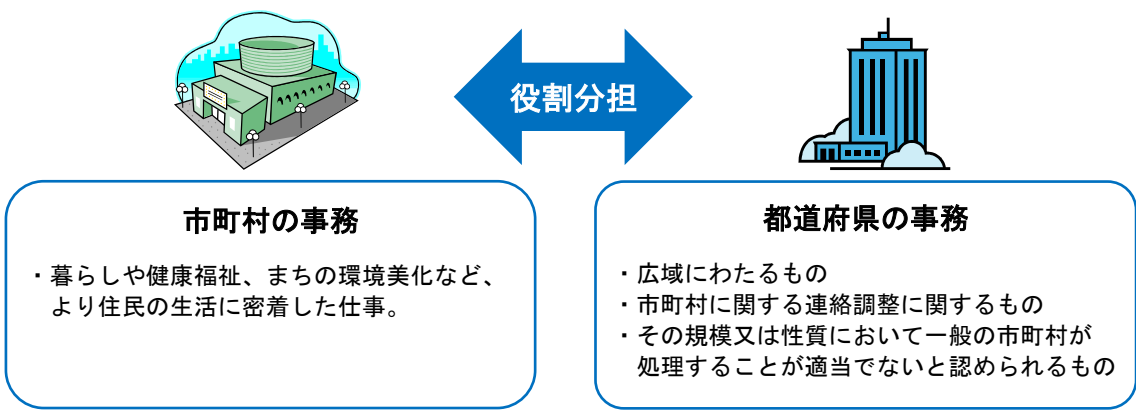
NPOはその専門性、機動性、柔軟性から、そこにある課題に対して迅速に判断、対応することができます。一方で行政は公平・平等を原則に、法律や条例に基づき組織で動くことから、課題への対応決定に一定の時間が必要になります。このように異なる組織が協働する時には、その仕組みの違いから、誤解や行き違いが起こりやすいものです。

しかし、逆に考えれば、相手の組織や仕組みを知ることで、協働しやすくなるとも言えます。ここでは、行政の仕組みについて、基本的なことをいくつか抜き出して示しています。これらを押さえた上で、行政との協働に活かしてください。

9 知っていますか？行政のこと

(1) 都道府県と市町村の違いは？

都道府県と市町村では、以下のような役割分担をしながら住民の生活に必要なサービスを提供しています。



[出典：『図解よくわかる 地方自治のしくみ』（今井照著 学陽書房発行）より一部編集]

(2) 行政の特性は？

行政は法律・条例等に基づき、多くのプロセスを経て事務を執行しています。他にも行政はNPOとは異なる特徴があります。主な特性は以下のとおりです。

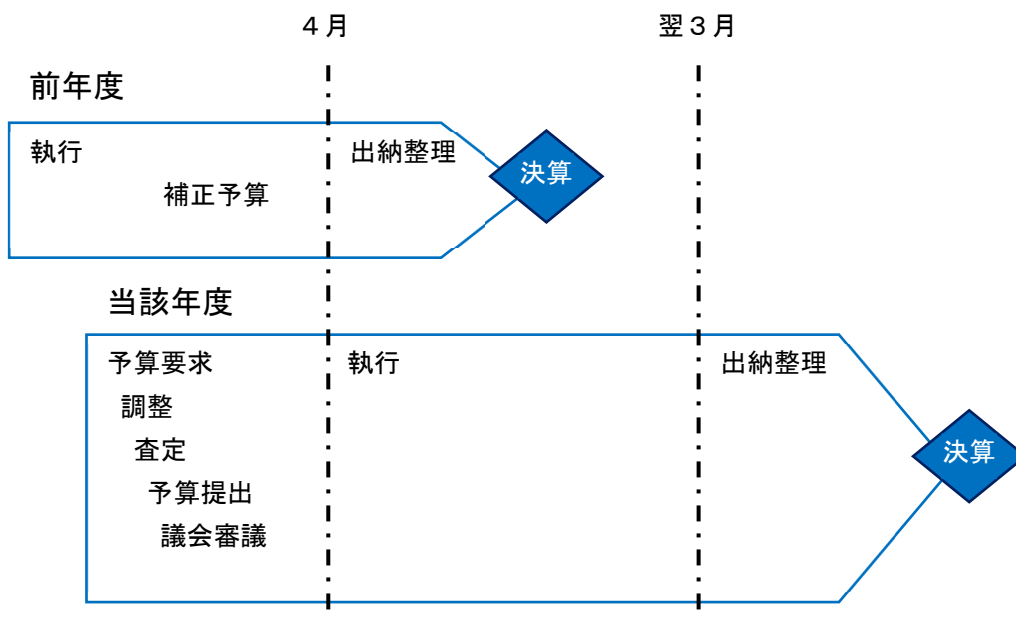
	行政	NPO
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・組織力がある ・権限（自治事務、法定受託事務） ・社会的信用 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性 ・機動性、先駆性 ・専門性 など
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割り組織になりやすい ・合意形成に時間がかかる ・前例主義、保守的になりやすい など 	<ul style="list-style-type: none"> ・資金不足 ・人手不足 ・（団体によっては）情報収集力、広報力が弱い など

委託や補助事業等で行政へ申請書類や報告書類を提出するのはなぜ？

- 行政が実施する委託事業や補助事業等では、その事業に応募する際には申請書や申込書などの書類を、事業終了後には実績報告書を、事業毎で定められた様式で提出する必要があります。提出する側にとって、これらの書類を作成することは労力や時間もかかります。
- これらの手続きや書類は、事業が公金で賄われていることから、適正な事業実施を確認するために必要となるものです。
- よりよい協働を進めるために、行政はできる限り書類の簡素化を図り、なぜそのような書類が必要なのかの説明に努め、NPO等もこれらの手続きについて理解をしていただくことが必要です。

(3) 行政の予算づくりの流れ

自治体の予算は、会計年度独立の原則に基づき、4月から翌年3月までを一年度として作成されています。行政の予算づくりの流れは、それぞれの自治体によって異なりますが、以下のような流れで進められています。



【出典：『図解よくわかる 地方自治のしくみ』（今井照著 学陽書房発行）より一部編集】

翌年度予算案の議会への提出時期から逆算すると、各行政部署ではおおむね秋頃から予算要求書の作成が始まります。NPOが政策や事業提案を行いたい場合、その事業を行いたい年度の前の年の予算要求前には行政に相談することで、タイミングを逃すことなく提案することができるでしょう。行政にとってもNPO等からの提案は政策や事業づくりの貴重な意見になります。

10 行政も知りたい！NPOのこと

自分たちの活動を多くの人に発信していますか？

行政職員も協働事業のパートナーであるNPOのことを知りたいと思っています。

しかしNPOと協働事業を行いたい場合に、NPOがどんな活動をどのように運営しているか知らない職員も少なくありません。NPOも自ら積極的に情報発信を行い、行政に限らず広く自分たちの活動を知ってもらいましょう。

「7 NPO等との協働の進め方」において、行政側のNPO等との協働事業での適切な経費の積算等について示しましたが、NPO自身も自分たちが行っている活動にどれだけのコストがかかっているかなどを把握・整理して、協働相手である行政に発信していくことも大切です。

誰に、何を、どうやって伝えたいのか整理してみましょう

団体の活動の情報発信には、まず、情報発信の目的「どうして広報したいのか」を整理することから始まります。その目的によって「何を」、「誰に」、「どうやって」伝えるか異なってきます。

- 目的の例**
- まずは活動を知って欲しい
 - 会員を増やしたい
 - 寄付を増やしたい
 - 活動を手伝って欲しい
 - 団体のイベントに参加して欲しい
- など

伝える手段は色々あります

伝える手段は色々ありますが、「何を」、「誰に」伝えたいかによって、活用する媒体を選びましょう。

自ら発信するもの	会報、ホームページ、団体紹介パンフレット、チラシ、ポスター、メールマガジン、ブログ、SNS（Facebook、X、Instagram等） など
他の媒体を活用するもの	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、自治体が発行している広報物やポータルサイト（ミラ・クル・とっとり運動サイト）、自治体や地域の行事 など

【鳥取県の官民協働事業】

1 1 鳥取県の官民協働事業

これまで「協働」の基本的な知識や進め方をご説明してきましたが、本章では、鳥取県による官民協働による取組を支援する補助制度をご紹介します。

鳥取県公民連携推進事業

鳥取県内の行政課題を解決するため、民と官が協働して取り組む事業に対し、事業計画の策定から実施までの一連を支援する制度です。

【事業期間2年】（1年目）計画策定：補助上限 300千円 補助率10/10
（2年目）事業実施：補助上限2,000千円 補助率3/4

<事業の流れ>



募集する取組（事業）案は、「県課題提示型」と「民間提案型」があり、子育て、福祉、防災、地域文化、環境、農林水産、観光、国際交流など、多岐にわたる分野がテーマ対象となり得ます。制度の詳細は、協働参画課までお問い合わせください。

<鳥取県公民連携推進事業の一例>

実際にこれまでに官民で協働・連携事業として実施した事例を紹介します。

障がい福祉課×一般社団法人 COOD CREATERS (R5年度・R6年度)

障がい者アート事業

【行政課題】

◎障がいのある人の文化芸術活動を推進する環境づくりは進んでおり、文化芸術や活動を通じた障がいのある人の社会参加や県民の障がい理解が進んでいる。一方で、福祉施設ごとに障がいのある人の絵などを活用したグッズ制作等に取り組んでいるものの、小規模で収益化のスキームが確立されていない施設が多い。

◎「あいサポート・アートセンター」の障がい特性や施設の状況を理解したアート活動支援のノウハウと、事業実施団体の「デザインの力」や「営業力」が合わさることにより、新たなアート作品を生み出し、販売収益を福祉施設へ還元する事業スキームを確立することを目的とした。

協働

【成果】

◎「あいサポート・アートセンター」と連携して、障がいのある人とデザイナーの共同による、フォント（書体）・デザイン（図柄）のパターンを制作した。イベントや商談会、県の事業等でサンプル商品による販路開拓を行い、一部商品化したものでは販売収益が得られた。また、県民に広く障がい者アートに触れる機会を提供することができた。

◎販売収益を福祉施設・障がいのある人へ還元する事業スキームの可能性を見出すことができた。工賃向上は障がいのある人の新たな作品づくりへの意欲向上につながっている。

<制作されたフォント・パターン(例)>


ABCDEF GHIJKL MNOPQR STUVW XYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz
0123456789 !@#\$%^&*()~|_<>?`{ } : ; ' , .
Artist: Masahiro Yamamoto / Designer: Seiji Higashimura
Artist - 山本 正廣(あかり広場) / Designer - 石川 誠機



県との協働により、福祉施設との関係構築や販路開拓を効果的に行うことができた。R7年度以降、宿泊施設や企業等で作品が採用されており、新たな作品づくり、販売収益の福祉施設への還元が継続している。

1 地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q & A

Q1 NPOとボランティアの違いは何ですか？

A1

ボランティアは、自発的に活動している「個人」、ボランティア団体はそれら個人が集まったグループのことを、NPOは社会的目的、課題を解決するために専門性、機動性を持って活動する「組織」のことを指します。

ボランティアは原則無償で活動が行われますが、NPOは利益目的でなく、専従スタッフやボランティアスタッフなどで活動を行います。

Q2 NPOとNGOの違いは何ですか？

A2

NGO (Non-Governmental Organization) は、日本語では「非政府組織」と訳され、国連が政府以外の民間団体との協力関係を定めた国連憲章第71条の中で明文化されています。

このため、特に国際的な活動を行う団体を指してNGOと言うこともあります。NGOは「政府であるかないか」、NPOは「営利か非営利か」と、団体を見る視点が違うだけで、基本的には同様の意味を持つといえます。

Q3 NPOと自治会等地縁組織との違いは何ですか？

A3

日本には、自治会などの地縁組織があり、これを基盤に青年団や子ども会、婦人会、老人会などでさまざまな活動が行われています。

これらの多くは、一定の区域に居住している方々の相互扶助的活動（共益性）が中心となっており、公益的な社会貢献活動を自発的に行うNPOとは少し異なると考えられています。

しかし、これら地域団体の活動を、より広い範囲を対象とした社会貢献活動を主要活動に捉えれば、NPOととらえることも可能であり、その境界は非常に曖昧です。

Q4 NPO法とは何ですか？**A4**

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成10年に施行されました。

- ①目的 一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易・迅速に法人格を与え、その活動を支援します。ただし団体の活動を正当化したり、団体をバックアップしたりするためのものではありません。
- ②特徴 法律に定められた要件を満たしていれば、所轄庁（その行政事務を取り扱っている官庁のことで、ここでは都道府県又は政令市を表します。）は法人の設立を認めなければなりません（認証）。また、役所の裁量で判断することを少なくするため、他の法律のように政令・省令・通達等で定めていた細かい運用等はつくられず、細目的なことも法律に書かれています。

Q5 NPOの法人化とは何ですか？**A5**

法人格を持っていないNPOは一般的には任意団体と呼ばれ、実態は団体であっても法律上は個人の集まりとしての扱いを受けます。

法人格を取得することにより得られるメリットは、権利関係や責任の所在を明確にすることができるということです。法人化により社会的信頼が高まったり、団体の理念に共感する人材を集めやすくなります。また定款認証や設立登記の費用がかからない、収益事業のみ法人税が課税されるなど、費用面でもメリットがあります。

一方で、法人としての各種手続きに係る事務が発生したり情報開示の義務が生じるなど法人化することによる義務もあります。法人格の取得については、自らがメリット・デメリットを比較して団体の運営に最も適した形態を選択しましょう。

Q6 認定NPO法人とは何ですか？**A6**

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。認定NPO法人への寄附金は、税制面での優遇を受けることができるため、県内の認定NPO法人が増えることにより寄附文化が醸成されていくことが期待されます。

また鳥取県では、認定NPO法人を目指すNPO法人が認定を受けやすくなるように鳥取県独自の基準で指定を行う条例個別指定制度を定めています。

Q7 地域づくり活動についてどこに相談すればよいですか？**A7**

活動をこれから始める、または活動していく中で分からないことや自分たちだけでは解決できないことも出てくると思います。

そのような場合に、県では相談窓口を開設し、各種相談を受け付けています。（公益財団法人とっとり県民活動活性化センターが受託し実施）（巻末参考資料：参-11ページを参照）

相談によって解決の糸口が見つかることもあるので、まずは相談してみましょう。

Q8 活動してみたいが気軽に取り組める活動は？**A8**

地域には、自治組織の祭りや講座の実施、清掃活動、商店街のイベントなど、一年を通して様々な行事が行われています。一度興味のある活動に参加してみてもどうでしょうか。参加してみて良かった、楽しかったと感じられればまた次の活動にもつながります。まずは活動を楽しむことを第一に考えて参加してみましょう。

鳥取県では、「ミラ・クル・とっとり運動サイト」というホームページを開設し、県内で開催されるイベント、研修・講座、ボランティア募集情報等を広く情報発信していますので、こちらのサイトもご利用ください。

（「ミラ・クル・とっとり運動サイト」 <https://tottori-chiikidukuri.jp/>）

Q9 地域活動をしていくためのお金はどうする？**A9**

活動をしておられる方の多くが資金集めに苦労されていると思います。活動資金の確保は活動の継続にとってとても重要です。まずは活動メンバーで会費を募る、活動を利用する方から利用料金をいただく、活動に賛同される方からの寄付金、クラウドファンディングによる資金調達など、自分たちの身の回りで資金集めをしてみましょう。

自分たちで資金を十分に確保出来ない場合、自治体等の助成金や補助金を活用するのも一つの方法ですが、助成金は一時的な資金であり、助成金ありきで活動を運営していくと団体の自立的で継続した活動が難しくなる場合もあります。団体の目的や運営方針、活動の内容に照らして、長期的視点に立ちより良い資金の獲得方法を考えることが肝要です。

2 鳥取県非営利公益活動促進条例

平成13年9月28日

鳥取県条例第50号

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動
- (20) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であって、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- 3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 事業者(県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体をいう。以下同じ。)
- 4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。
- (基本理念)
- 第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。
- 2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。
- 3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。
- (非営利公益活動団体の責務)
- 第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。
- (県民の責務)
- 第5条 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

2 県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、非営利公益活動の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、非営利公益活動団体又は県民がそれぞれの特性及び資源を活かして非営利公益活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

5 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

(事業者が行う非営利公益活動の促進等)

第7条 県は、事業者が非営利公益活動を通じて果たす社会的貢献の意義に鑑み、その非営利公益活動の促進に努めるとともに、事業者との協働に努めなければならない。

(協働による業務の実施等)

第8条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(非営利公益活動等に対する支援)

第9条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
- (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備
- (3) 非営利公益活動を支える人材の養成
- (4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供
- (5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供
- (6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

(意見又は提案の聴取)

第10条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。

2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。

3 知事は、前2項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。

(就業環境の整備)

第11条 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。

2 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成15年条例第31号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 すぐに使える！計画書・企画書様式

[計画書様式]

年度の計画 (年度)			
年度の計画 (年度)			
年度の計画 (年度)			
項目 (活動名・事業名など)			

はじめに

とっとり運動のススメ
第1章 ミラ・クル・

第2章 活動のススメ

第3章 協働のススメ

参考資料

[企画書様式]

テーマ	
目的	
背景・課題	
獲得目標 (成果)	
対象者	
場所	
時期・期間	
実施内容	
スケジュール	
事業費	

はじめに

とっとり運動のススメ
第1章 ミラ・クル・

第2章 活動のススメ

第3章 協働のススメ

参考資料

4 各種相談窓口一覧

■地域づくり活動、ボランティア活動、NPO活動に関する相談は	
鳥取県政策統轄総局 協働参画課	電 話：0857-26-7248
	ファクシミリ：0857-26-8870
	電子メール：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
公益財団法人とっとり県民活動 活性化センター	電 話：0858-24-6460
	ファクシミリ：0858-24-6470
	電子メール：info@tottori-katsu.net
■NPO法人を設立するには（事務所設置予定の市町村によって窓口が変わります）	
【鳥取市、岩美郡】 鳥取県地域社会振興部東部地域振興事 務所東部振興課	電 話：0857-20-3659
	ファクシミリ：0857-20-3656
	電子メール：toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【八頭郡】 鳥取県地域社会振興部東部地域振興事 務所八頭振興課	電 話：0858-72-3880
	ファクシミリ：0858-72-3985
	電子メール：toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【倉吉市、東伯郡】 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 中部振興課	電 話：0858-23-3177
	ファクシミリ：0858-23-3425
	電子メール：chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【米子市、境港市、西伯郡、日野郡】 鳥取県西部総合事務所県民福祉局 西部振興課	電 話：0859-31-9633
	ファクシミリ：0859-31-9639
	電子メール：seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
■集落などの地域づくり活動に関する相談は	
【東部地区】 鳥取県地域社会振興部東部地域振興事 務所東部振興課中山間地域振興チーム	電 話：0857-20-3664
	ファクシミリ：0857-20-3656
	電子メール：toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【八頭地区】 鳥取県地域社会振興部東部地域振興事 務所八頭振興課中山間地域振興チーム	電 話：0858-72-3880
	ファクシミリ：0857-72-3985
	電子メール：toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【中部地区】 鳥取県中部総合事務所県民福祉局 中山間地域振興チーム	電 話：0858-23-3298
	ファクシミリ：0858-23-3425
	電子メール：chubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【西部地区】 鳥取県西部総合事務所県民福祉局 中山間地域振興チーム	電 話：0859-31-9606
	ファクシミリ：0859-31-9639
	電子メール：seibu-shinkou@pref.tottori.lg.jp
【日野地区】 鳥取県西部総合事務所日野振興センタ ー日野振興局地域振興課中山間地域連 携担当	電 話：0859-72-2080
	ファクシミリ：0859-72-2072
	電子メール：hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp

地方創生の推進に向けて、公益財団法人とっとり県民活動活性化センターと鳥取県は、民間団体等による地方創生に資する取り組みを支援し、官民一体となった取り組みを推進することを目的とした「とっとり創生支援センター」を県東部・中部・西部の3箇所に共同設置しています。

【支援内容】

- 1 **相談窓口**における民間団体等からの相談や提案への対応
- 2 **出張**による地域における民間団体等からの相談や提案への対応
- 3 民間団体等への**個別支援**

【相談窓口】

東 部	県地域社会振興部東部地域振興事務所内 (鳥取市立川町六丁目 176)	電 話 : 0857-20-3528 ファクシミリ : 0857-20-3656
中 部	とっとり県民活動活性化センター事務所内 (倉吉市山根 557 番地 1 パープルタウン 2 階)	電 話 : 0858-26-6460 ファクシミリ : 0858-24-6470
西 部	県西部総合事務所県民福祉局西部振興課内 (米子市鞆町一丁目 160)	電 話 : 0859-31-9694 ファクシミリ : 0859-31-9639

～ボランティア・地域づくり・NPO活動について、お気軽にご相談ください～



所在地：倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 階 (受付時間 10 時～18 時、土日祝除く)
電 話：0858-24-6460 ファクシミリ：0858-24-6470
電子メール：info@tottori-katsu.net ホームページ：http://tottori-katsu.net

このガイドラインは、「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」(事務局：鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課(当時))での検討のほか、パブリックコメントやセンター主催による県内各地での出前相談会・意見交換会等の機会を通じて、さまざまな意見を踏まえながら、鳥取県が編集・発行したものです。

「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」委員名簿(敬称略)

氏 名	所属・役職	備 考
小 泉 元 宏	鳥取大学地域学部地域文化学科 講師	委員長
田 中 玄 洋	特定非営利活動法人学生人材バンク 代表理事	
蛇 谷 り え	合同会社うかぶLLC 共同代表	
新 田 英 理 子	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター 統括部門長	
毛 利 葉	一般財団法人とっとり県民活動活性化センター 事務局長	

※所属や役職等は策定時のもの

とっとりの地域づくりガイドライン ～地域のミライをみんなで作ろう！～

平成 26 年 4 月 第 1 版

平成 29 年 2 月 第 2 版

令和 2 年 11 月 第 3 版

令和 8 年 4 月 第 4 版

(旧名：第 1 版)

「鳥取力」をみんなで作るためのガイドライン～はじめの一步～

(旧名：第 2 版)

みんなでとっとりの元気をつくるガイドライン～響かせようトットリズム♪～

(旧名：第 3 版)

とっとりの地域づくりガイドライン～あなたも地域づくりの主人公へ！～

編集・発行

鳥取県

【お問い合わせ】

鳥取県協働参画課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電 話：0857-26-7248

ファクシミリ：0857-26-8107

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoudo-sankaku/>

電子メール：kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp



ミラ・クル・とっとり運動サイトは、鳥取県内の地域づくり活動を応援し、活動に興味がある人や活動者（団体・個人）をつなぐプラットフォームです。

サイトに登録いただくことで、団体の活動RPやイベント、ボランティア募集情報の発信や入手ができます。

<https://tottori-chiikidukuri.jp/>

